

第7期財政健全化推進計画

【令和8年度～令和12年度】



制 定／改 訂 履 歴

版数	制定／改訂内容	改訂頁	制定／改訂年月日	承認者	作成
1	制定	—	8. 4. 1	市長	財政課

目 次

はじめに	1
経過	2
財政の現状	3
I. 歳出の抑制について	
1. 義務的経費の抑制	9
2. 物件費の抑制	10
3. 補助金の整理合理化	10
4. 公共施設等関連経費の抑制	11
5. 特別会計繰出金の抑制	12
6. 既存事業の見直し	12
7. 市出資法人の効率的な運営促進	13
II. 財源の確保対策について	
1. 市税の確保	14
2. 使用料手数料等の適正化	14
3. 未利用地の積極的売却	15
4. 税外収入未収金対策の強化	15
5. ふるさと納税制度の活用	15
6. その他の財源の確保	16
III. 市債の健全化について	
1. 市債借入の抑制等	17
2. 銀行等縁故債入札制度の継続	18
IV. 基金の確保について	
1. 財政調整基金の確保	19
2. 特定目的基金の確保	19
V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について	
1. 実質赤字比率の抑止	21
2. 連結実質赤字比率の抑止	21
3. 実質公債費比率の抑制	22
4. 将来負担比率の抑制	22
おわりに	23
中期財政計画(令和8年度～令和12年度)	24

資料編(第6期財政健全化推進計画進捗状況データ集)

はじめに

本市では、これまで、間断なく「財政健全化」に向けた取組みを推進し、着実に成果を挙げてきました。

しかし、コロナ禍以降、経済は緩やかに回復している一方で、海外情勢の変動など、急激に物価が高騰し、物価の上昇に対し、国民所得が追い付いていない、不安定な状況にあります。

こうした中で、国は、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施などの基本方針を示し、併せて、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むとしています。

一方、市財政を取り巻く状況は、令和6年度決算において、経常収支比率が過去最大となる94.2%となるなど、財政の硬直化が進む厳しい状況となっています。今後も、物価高騰への対応、社会保障関連経費の負担上昇、老朽化した公共施設の再編・再整備を含む「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づく適正な施設管理が求められるほか、小中学校の再編、新産業団地整備などの投資的事業やDXの推進など、新たな財政需要は増加しており、その財源の確保も厳しさを増すことが予想されます。安定した財政運営の確保に向けて、引き続き、歳入歳出両面からの計画的な取組みが不可欠となっています。

このような状況に対応し、第9次総合計画での財政基盤の安定を目指すため、総合計画の計画期間に合わせ、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第7期財政健全化推進計画」を策定し、行動することとします。

なお、毎年度、本計画に掲げた目標に対する状況を分析・評価するとともに、必要に応じて改訂版を発行します。

経 過

計画（実施）期間	策定の基本的考え方
平成 10 年度 ↳ 平成 12 年度	「鹿沼市行政改革大綱」に基づき「鹿沼市財政健全化推進計画」を策定した。
平成 13 年度 ↳ 平成 17 年度	「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 4 次総合計画第 2 ステージ『鹿沼“夢未来”創生プラン』と計画期間を整合するものとして見直し、策定した。
平成 18 年度	次期総合計画の策定に併せ「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を 1 年延長した。
平成 19 年度 ↳ 平成 23 年度	<p>「第 3 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 5 次総合計画前期 5 力年計画の確実な推進のため計画期間を整合させて策定した。</p> <p>-----</p> <p>平成 23 年 3 月 急速な社会情勢の変化に対応するため、改訂版を策定した。</p>
平成 24 年度 ↳ 平成 28 年度	「第 4 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 6 次総合計画前期基本計画及び第 5 期行政改革大綱に基づき策定した。
平成 29 年度 ↳ 平成 33 年度 (令和 3 年度)	「第 5 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 7 次総合計画及び第 6 期行政改革大綱に基づき策定した。
令和 4 年度 ↳ 令和 8 年度	「第 6 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 8 次総合計画及び第 7 期行政改革大綱に基づき策定した。
令和 8 年度 ↳ 令和 12 年度	<p>「第 7 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 9 次総合計画及び第 8 期行政改革大綱に基づき策定した。</p> <p>※第 9 次総合計画に合わせ、計画始期を 1 年前倒しした。</p>

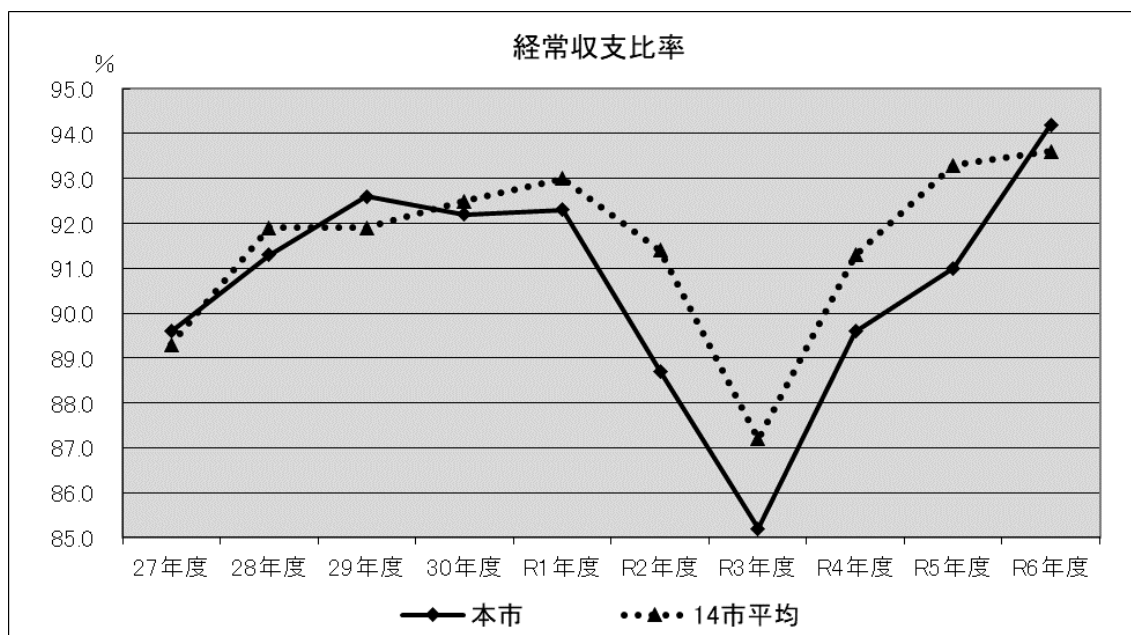
財政の現状

本市は、平成 10 年度から平成 12 年度までの「財政健全化推進計画」から、令和 4 年度から令和 8 年度までの「第 6 期財政健全化推進計画」に至るまで、計画的に財政の健全性堅持に努めています。

旧栗野町との合併後 20 年が経過し、少子高齢化の進行を背景に、需要拡大傾向の続く社会保障関連施策を始め、DX の推進など多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことに加え、新型コロナウイルス感染症の流行、急激な物価高騰など、市政運営に大きな影響を与える要因はありましたが、財政の健全性は維持されている状況です。

一方で、令和 6 年度一般会計決算において、経常収支比率は過去最大値となる前年度対比 3.2 ポイント増の 94.2% となるなど、財政の硬直化が進む厳しい状況となっています。

① 経常収支比率の状況



経常収支比率は、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費に充当した経常一般財源の総額に占める割合をいいます。

この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があるといえます。

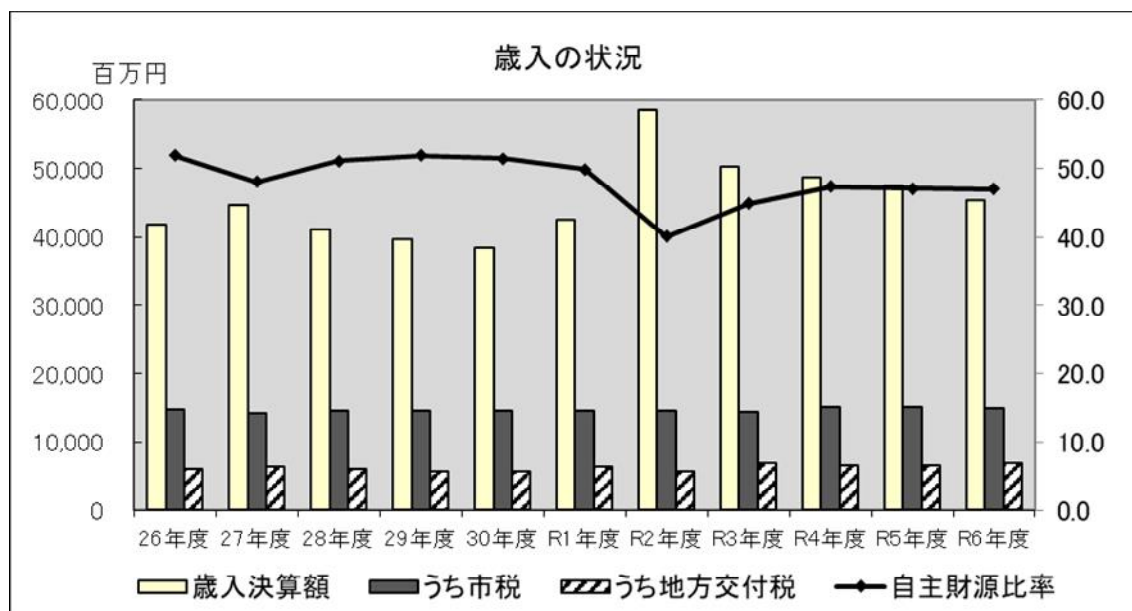
従来から、経験的に市では 75% 程度が妥当とされてきましたが、社会保障費をはじめとする経常的経費が年々増加していくにもかかわらず、財源が伸び悩んでいるため、経常収支比率は高水準で推移しており、令和 6 年度の県内 14

市の平均は93.6%、本市は94.2%となっています。

なお、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染症等の影響による地方交付税の増や事業の中止等の一時的な要因により経常収支比率が低くなっていますが、この時期以外では経常的に90%を超える状況となっています。

経常一般財源の中には臨時財政対策債発行分も含まれているため、市債発行の抑制を図る本市にとっては厳しい指標となっていました。国の地方財政計画により、令和7年度からの新規発行が無くなっていることから、臨時財政対策債の発行に伴う公債費負担の増加は軽減されました。

② 歳入の状況



令和2年度決算においては、「特別定額給付金事業」をはじめ、国の新型コロナウイルス感染症対策により国庫支出金等の歳入が大きく伸びました。

コロナ禍以降、急激に物価が高騰しており、今後も継続すると見込まれますが、経済活動は緩やかに回復する動きを見せています。経済活動に合わせ、自主財源の根幹をなす市税についても、今後伸びていくと見込んでいます。

また、地方交付税については、交付税の原資となる国税収入は増傾向にあるものの、合併特例債や臨時財政対策債の償還が年々減少することに伴い、普通交付税の需要額への算入が減少することに加え、人件費・物価高騰等の需要額への反映など、今後の動向は予測が困難な状況です。

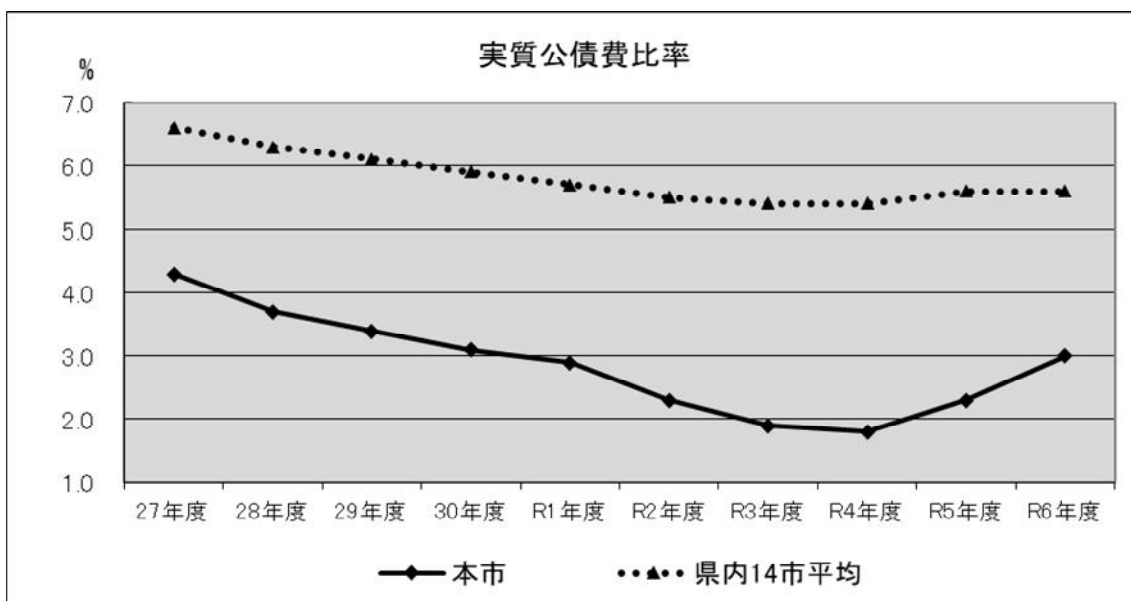
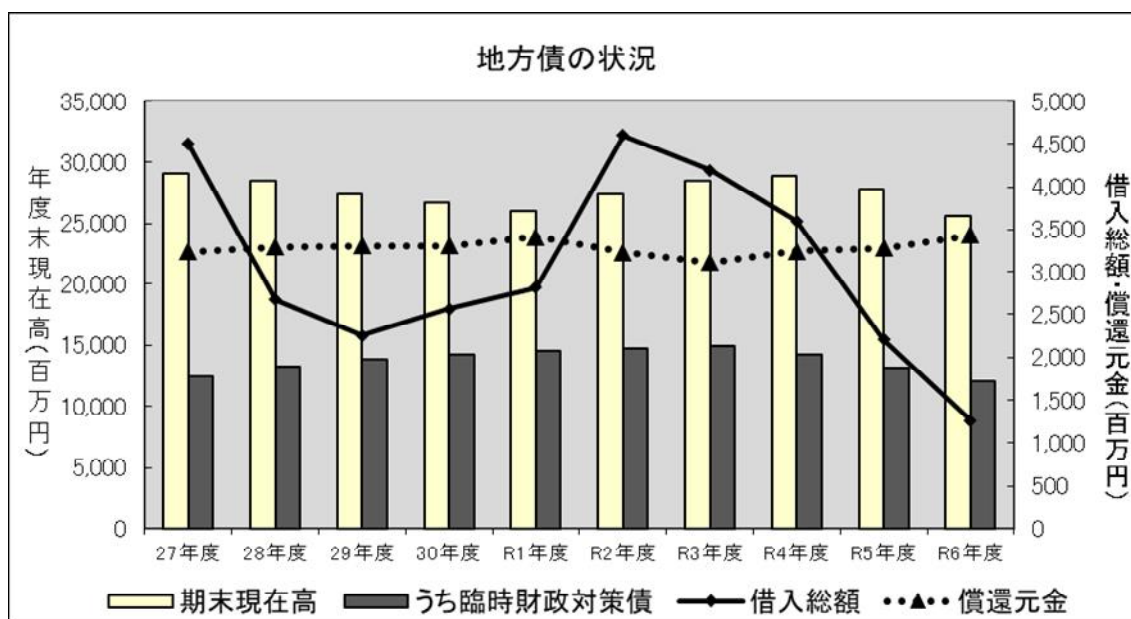
さらに、普通交付税算定において国勢調査の人口がベースとなることから、少子高齢化の進展に伴う人口減少により、地方交付税への波及も懸念されます。

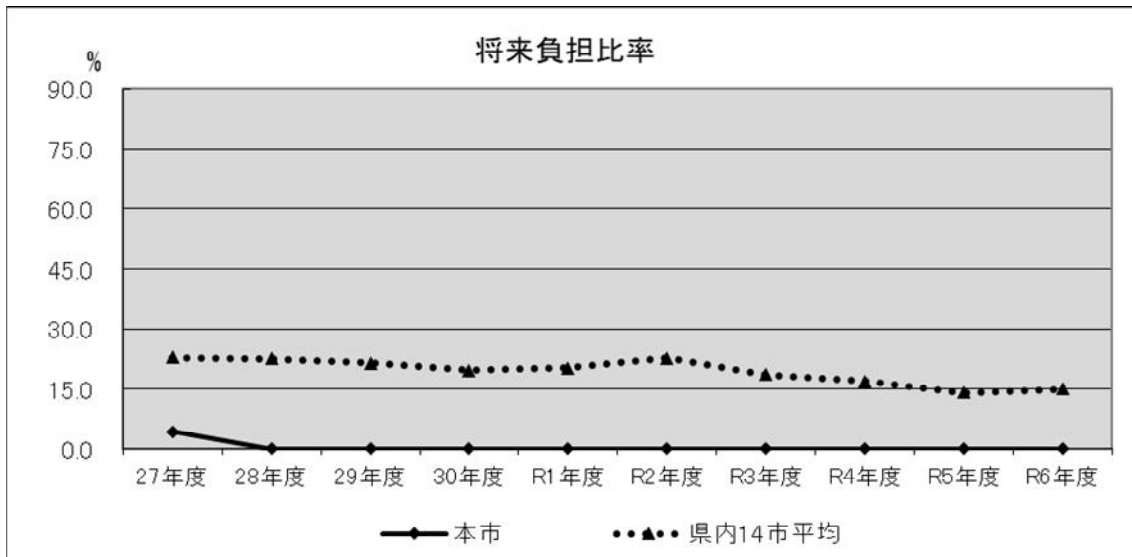
また、自主財源比率は、税源移譲を受けた平成19年度以降は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、新庁舎整備事業や粗大ごみ処理施設基幹的設備改良

工事等の大型公共事業の実施の時期においては、市債等の依存財源の割合が増加しています。

依存財源は、国や県の動向に左右される要素が大きいことから、先行きは不透明な状況です。

③ 地方債の状況





地方債は一般家庭における借金であるため、むやみに発行することは、将来の財政負担として重くのしかかってきます。

このため、本市では、平成 10 年度から「財政健全化推進計画」を策定し、その進行管理によって、地方債の抑制に努めてきました。

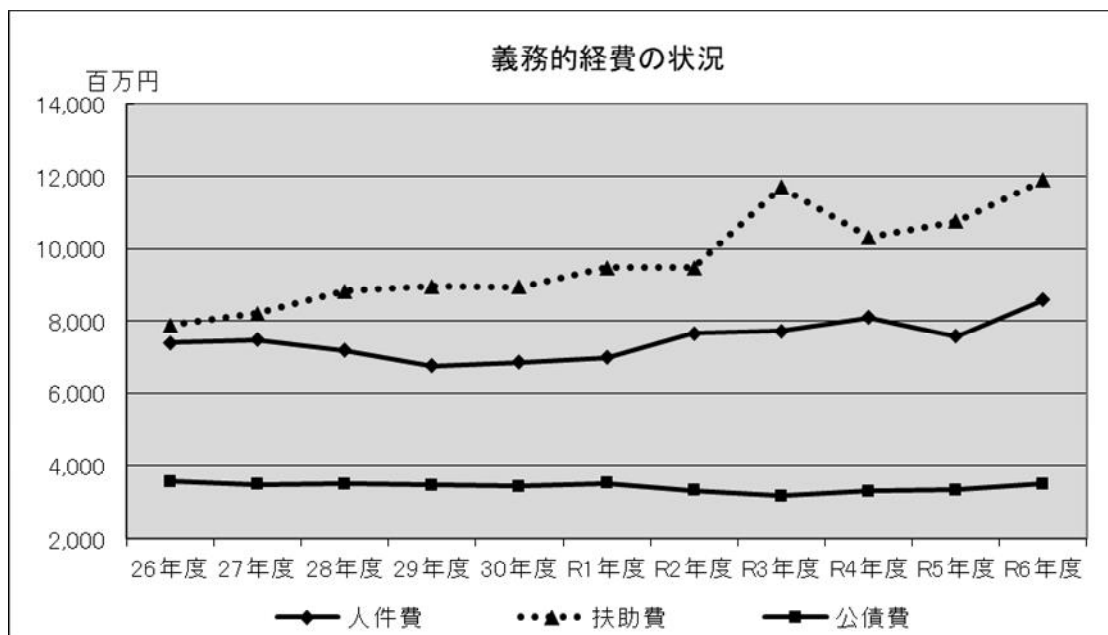
その結果、令和 6 年度末の地方財政状況調査による市債現在高は約 256 億 970 万円、市民 1 人当たりで換算すると 27.7 万円で、県内 14 市中 3 番目に低く、また、健全化判断比率のうち、財政規模に対して、一年間に支出した借入返済額等の割合を示す「実質公債費比率」や、将来的に市が支出する借入返済額等の割合を示す「将来負担比率」については、県内他市との比較でも良好なものとなっています。

表記の臨時財政対策債とは、普通交付税の原資となる国税収入だけでは、全自治体の必要額を満たすことが困難なことから、普通交付税の代替財源として、地方自治体で借り入れすることができる地方債であり、国から発行可能額が年度ごとに示され、借入れした臨時財政対策債の償還費用を後年度の普通交付税で措置するとされた制度です。

令和 4 年度以降、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減少し、令和 7 年度には新規発行が無くなったことから、臨時財政対策債の残高が減少し、市債残高の総額は大きく減少しています。一方で、建設事業債の残高は、令和元年度まで減少傾向となっていました。新庁舎整備事業等の大型事業により増加傾向に転じています。

また、市町村合併の支援策の一つである合併特例債は、普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の 70% が算入され、財政運営上は有利な市債ですが、その発行可能期間が令和 2 年度に終了しました。これまで、主に交付税措置のある有利な市債を厳選して活用してきましたが、交付税措置のない市債の活用も図りながら、市債の発行を計画的に行っていく必要があります。

④ 義務的経費の状況



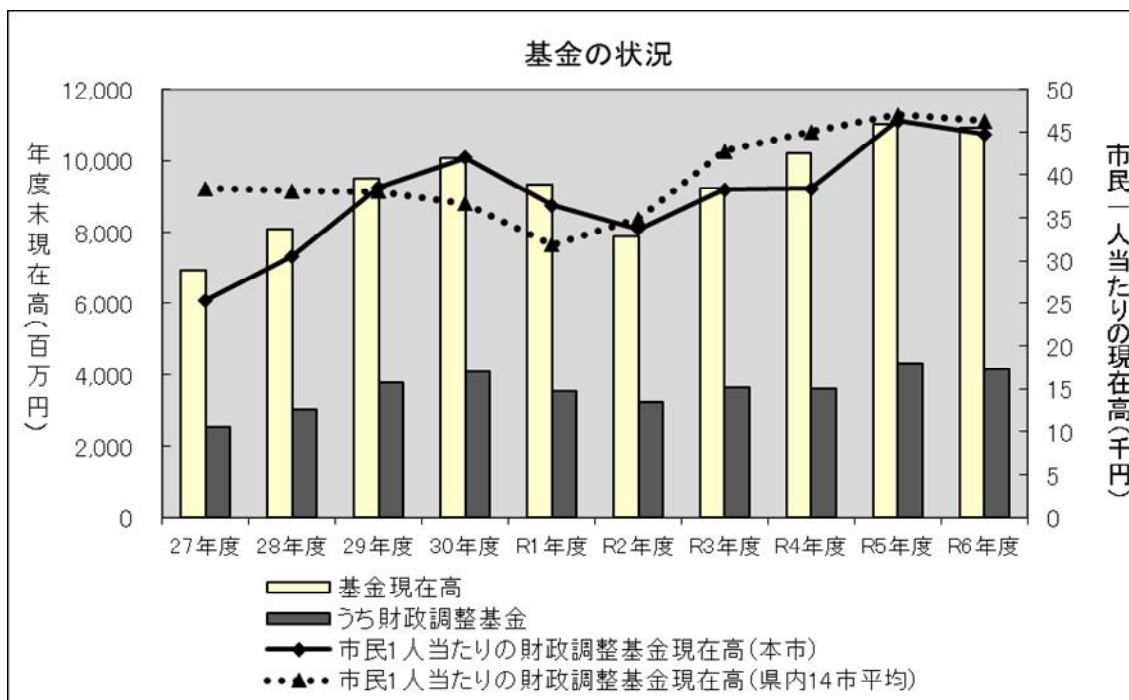
義務的経費である人件費、扶助費、公債費は、任意に節減することが難しい非常に硬直性が強い経費で、令和6年度決算では歳出総額の54.3%を占めており、財政の弾力性を低下させる大きな要因となっています。

義務的経費のうち、扶助費の伸びが著しく、旧粟野町と合併した平成17年度と比較すると、令和6年度には約2.5倍、71億4,000万円もの増加となっています。この傾向は、高齢化、障がい者施策、子育て支援等の社会保障施策の充実に伴い、今後も継続することが予想され、財政健全化に向けては大きな懸念材料となっています。

人件費については、適切な定員適正化に努めるほか、令和6年度に栃木県市町村総合事務組合への加入により、退職者数の増減による年度間の差が平準化され、全体的に横ばい傾向を示してきましたが、近年の人事院勧告による給与改定率が高い傾向を示しており、人件費が増加する一因となりました。

また、公債費は、「財政健全化推進計画」に基づく市債の発行抑制により概ね平準化が図られております。

⑤ 基金の状況



地方自治体は、経済不況等による大幅な税収の減少や災害の発生など予期せぬ事態に備えるとともに、年度間の財源調整を図り、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためにも、一定水準の基金現在高を維持することが必要です。

本市では、「財政健全化推進計画」に基づき、着実に基金の増額確保に努めてきましたが、令和6年度の市民一人当たりの財政調整基金現在高を県内他市と比較すると、14市中5番目に多い現在高になります。引き続き基金の活用を図りながらも、一定水準の積立を実行していきます。

また、特定目的基金においても、老朽化が進む公共施設の再整備、再編等の整備を推進していくためにも公共施設整備基金等の確保に努めており、令和6年度末において高い水準を確保できていますが、基金の活用額も増加しています。なお、令和6年度の市民一人当たりの基金現在高の総額の比較では、14市中9番目に多い現在高となります。

当初予算の編成において、基金の活用を行うほか、今後も、将来の様々な財政需要に備えるために、基金の確保に向けた取組みは、ますます重要なものとなっています。

以上の状況を踏まえ、健全財政を堅持するための施策を次のとおり実施します。

I. 歳出の抑制について

1. 義務的経費の抑制

「財政の現状」でも示したように、義務的経費の増加は財政の硬直化を進行させる大きな要因となっており、自立的かつ持続可能な財政運営を行うためには、義務的経費の抑制を図ることが必要です。

そこで、引き続き、人件費、扶助費、公債費のそれぞれの費目に応じた取り組みを展開します。

① 人件費の抑制

目標 令和12年4月1日現在 職員数896人
(令和7年4月1日現在職員数876人より増)
※会計年度任用職員数を489人から465人に削減。

定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行うとともに、事務の効率化や民間委託等の推進により、職員配置の最適化と総人件費の抑制を図ります。

なお、地方公務員法の改正により、定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、退職者数が年度間で変動する状況が発生します。

しかし、このような制度移行期においても社会情勢の変化に伴う行政需要や業務内容が質的に変化・高度化する中で、行政サービスの継続性と組織の新陳代謝を確保する観点から、必要最小限の新規採用を行うこととしており、その結果、職員数は一時的に高止まりすることが見込まれます。

令和8年度はこの制度移行期間の途上であるため、目標の職員数は中長期的な定数管理の枠内で適性な水準を維持することとしています。

② 扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、国の法令に基づき支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあります。

国は、将来にわたり財政的にも仕組み的にも社会保障制度を安定化させるべく、「社会保障と税の一体改革」を推進するとしており、令和元年度には消費税が8%から10%に引き上げられ、これを財源として社会保障

施策の充実が図られてきました。

その上で、市独自または国の制度に上乗せして行っている単独扶助費については、国の制度との関連性、受益と負担の妥当性、費用対効果などの観点から定期的に検証を行い、抑制を図ります。

③ 公債費の抑制（別掲）

公債費については、その発行自体を抑制する必要があることから『市債の健全化』において目標値等を示します。

2. 物件費の抑制

目標 委託料を除く経常物件費については物価上昇率以内を上限として抑制を図ります。

物件費は、これまでも個々の業務改善や予算の経常経費上限額の設定などにより、可能な限り縮減に努めてきましたが、労務単価や物価の上昇に伴う委託料の増などにより、増加傾向にあります。

経常的な物件費は、継続して上限額の設定を行うほか、委託料についても業務の効率化、費用対効果等の観点からその内容を精査するなど、抑制に努めます。

なお、物価高騰の状況が続いているため、物件費は、物価上昇率等の指標を参考に上限額を設定し、必要額を確保していきます。

3. 補助金の整理合理化

目標 令和11年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。
また、事業費補助については、毎年度の当初予算編成時に見直しを実施します。

補助金の整理合理化については、これまでと同様にすべての補助金を対象として、不断の見直しを行います。

令和3年度に、「補助金適正化ガイドライン」を策定し、補助金の在り方等を整理した上で、団体運営補助金の見直しを図った他、継続して、フォローアップの見直しも実施してきました。

今後も、引き続き、団体運営補助金については、団体等が補助金の交付により、その自立性や自助努力が損なわれることのないよう、令和12年

度にフォローアップを行うとともに、見直しを実施します。

毎年度の当初予算編成時には、以下の観点で見直しを実施します。

- ◇対象事業としての妥当性（行政目的に即した事業であるか精査）
- ◇対象団体の適格性（補助団体の収支状況の把握）
- ◇補助率の見直し（各種補助金間の整合性の確保）
- ◇補助金の新設または増額の抑制
- ◇終期の設定

4. 公共施設等関連経費の抑制

目標 「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理及び更新等にかかる経費を5年間平均で55.8億円に抑制します。特に更新等にかかる投資的経費については、18.7億円に抑制します。

目標については、令和8年度に見直しを行います。

施設の維持管理及び更新等にかかる経費は、施設の効用を保全するために必要な経費であり、なかでも建て替えなどの更新等にかかる投資的経費は、老朽化が進んでいる現状において、ライフサイクルコストの観点から、増加することが見込まれます。

そこで、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方を検証し、統廃合や複合化、民間活力の導入を進めるとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、更新等にかかる投資的経費の合理的な執行に努め、原則として投資的経費を18.7億円、施設の運営等に係る維持管理費を37.1億円と合わせた55.8億円の水準を保ち、維持管理費用を削減することで、投資的経費に充当します。

しかし、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の上昇、その影響による工事費の高騰等により全体的に経費が上昇しているため、目標値を超える状況になっています。加えて、施設の築年数が年々増えることと比例して、投資的経費、維持管理費ともに年々増加しております。

今後、学校再編をはじめとした大型事業が予定されていることを考慮すると、更新費が増加することが明らかであり、また、経費全般において物価上昇の影響も想定されるため、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」の見直しを行い、5年後の目標値については、経費の抑制の他に床面積も目標値に加える等の検討を行います。

なお、廃止された施設については、譲渡や跡地の売却をはじめ、民間資金やノウハウを活用するなど、幅広く検討を行います。

5. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

特別会計は、特定の収入によって事業費をまかなうべきものであるため、一般会計からの繰出金は、極力抑制すべきものです。

各事業で策定している経営戦略に基づき、健全な運営を図りながら、以下に示した繰出金の抑制を図ります。

また、公設地方卸売市場事業費特別会計については、令和9年度の市場の閉場に伴い、特別会計を廃止する予定です。

◇水道事業会計

◇下水道事業会計

◇公設地方卸売市場事業費特別会計

⇒ 国が示す基準に基づかない繰出金

◇その他の特別会計 ⇒ 事務経費、財源補填的な繰出金

目標 公営企業会計において、令和7年度に策定する中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」（令和8年度～17年度）に基づき、持続可能な経営に努めます。

公営企業は、独立採算制を原則としていますが、人口減少による収益の減少や施設の老朽化による更新投資の増加が予想され、経営環境は厳しさを増しつつあります。

こうした中で、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計）における、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」について、令和7年度に見直しを実施しました。今後は、経営戦略に基づき持続可能な経営に努めます。

6. 既存事業の見直し

目標 財政課による既存事業の見直し提案を実施し、予算編成に反映させます。

既存の施策・事業について、あらゆる角度から見直しを行い、その必要性や優先順位を見極めるとともに、業務の簡素化・効率化をより一層推進するため、事務事業評価の結果等を基に、各部局に対して、他部局の事例

の横展開や財政課から事業の見直しに関する提案を働きかけることで、限られた財源を重点的に振り向け、より効果的な施策が展開できる予算編成に努めます。

目標 行革大綱に位置付けた取組方針を着実に推進する。

多様化・高度化する行政ニーズに対し、市民の利便性向上と業務効率化を図るため、利用者視点から行政サービスを見直すほか、既存の業務については、これまでのルールに縛られることなくゼロベースで分析し、解決策を導き出す業務改革（BPR）に取り組みます。

7. 市出資法人の効率的な運営促進

目標 令和 12 年度までに、市の出資法人等における「経営戦略」の策定を促進します。

市公会計に基づく連結決算対象の出資法人等が自主的・自立的な経営を行うため、各団体が提供する公共的サービスの水準の確保に留意しつつ、各団体における経営改善計画の策定を促進し、効率的な団体運営による市補助金・委託料等の適正化を図ります。

また、指定管理者制度における「利用料金制度」の導入を推進し、受託団体の経営感覚を高め、自主的な経営努力によるコスト 縮減や収入の増加を図り、市の財政支出の節減を図ります。

Ⅱ. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 令和12年度末の市税徴収率97.9%を確保します。

歳入の根幹である市税については、税負担の公平性・透明性の観点から今後も課税客体の適正な把握による賦課と徴収率の向上を図ります。

(1) 滞納整理の推進

- ◇一斉催告の実施
- ◇早期の財産調査等の実施
- ◇厳正な滞納処分の実施
- ◇適正な執行停止の実施

(2) 納付環境の向上

- ◇口座振替の原則化や電子マネー決済の推進
- ◇地方税共通納税システムの対象税目の拡大

(3) 市税・税外収入金滞納対策合同研修の実施

- ◇全庁的に統一的な視点で徴収を実施するため、市税・税外収入金滞納対策合同研修を継続して実施

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

使用料手数料等の新設・改定については、議会の議決により条例が設定されることとなりますが、幅広く市民の理解と支持を得ることが肝要であるため、以下のとおり取り組みます。

- ◇公平で適正な料金設定のため、引き続き市民の代表からなる使用料手数料等審議会へ諮問し、市民の意見を反映します。
- ◇原価計算方式により料金を算出するとともに、サービスの性格等による受益者負担区分を設定し、料金改定等の統一性を確保します。

目標 令和9年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

市民負担の公平性確保には、消費税率改定などの経済情勢等に柔軟に対応し、料金の見直しを定期的に行う必要があるため、前回（令和5年度）に引き続き、原価計算による使用料・手数料の全件見直しを実施します。

また、原価計算方式の積算基礎に変更が生じた使用料・手数料については、全件見直しの実施時期にこだわらず、随時見直しを実施します。

3. 未利用地の積極的売却

目標 未利用地を積極的に売却します。

売却可能な土地（法定外公共物等を含む）については、財源を確保するほか、市民の利便性向上に供するため、売却予定地の購入希望者を広く一般から募集するなど、積極的に処分を進めます。

4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理します。

使用料や負担金などの税外収入は、受益者負担の原則に基づいて賦課されていますが、その一部が定められた期限を過ぎても納付されず、未収金が生じている現状があります。

そこで、鹿沼市債権管理条例の適切な運用により、収納機会の拡大や滞納整理策の強化など、公正かつ円滑な債権整理に努めます。

5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の充実を図るとともに、「企業版ふるさと納税」の取組みを推進します。令和12年度末の寄附額、10億円を目指します。

ふるさと納税制度については、これまでも返礼品の充実やインターネットによる申込受けなどによる、寄附受入額の増額確保に努めてきましたが、今後も返礼品の充実や申込窓口の拡充など改善を図ります。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」についても、東京サテライトオフィスなどと連携し、周知の強化を図ります。

6. その他の財源の確保

目標 クラウドファンディングによる財源確保の取組みを推進します。

有効な財源確保策のひとつとして、ふるさと納税制度を応用し、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化して、共感者から寄附を募るクラウドファンディングの取組みは、市の重点事業の推進や、地域の課題解決に向けた市民主体の活動に係る資金確保策としても有効です。

今後も、ふるさと納税制度と合わせ、クラウドファンディングの取組みを推進します。

目標 ネーミングライツを推進します。

独自の財源確保策として、既の実施しているネーミングライツについて、引き続き導入を進めるほか、周知に努めます。

また、広報誌やホームページ等の広告事業についても、推進してまいります。

Ⅲ. 市債の健全化について

市債は、臨時的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資的支出を行う場合等において、将来にわたる経費負担の平準化を図り、あるいは将来の収益によって返済することで、現世代の住民と後世代の住民との間で負担の公平性を確保する機能を有しています。

本市の市債現在高は、これまでの市債発行の抑制に向けた取組みにより、県内他市と比較しても良好な状況にあります。

しかし、今後も小中学校の校舎の長寿命化、学校再編による整備、花木センターの再整備、次期産業団地の整備等の大型公共事業が予定されていることから、市債の発行にあたっては、引き続き、過度な将来負担を招くことの無いよう計画的かつ慎重に行っていく必要があります。

1. 市債借入の抑制等

①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を135億円以内とします。

今後の市債発行にあたっては、元利償還金額が、普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な市債を厳選するとともに、基金の有効活用を図りながら発行額を抑制します。交付税措置のある市債の活用が難しい事業等については、交付税措置のない市債についての活用も図りながら、5年間の建設事業等の財源とする市債発行額の上限を135億円、年平均25～30億円を目標とします。

なお、大型の公共事業の整備計画が整理された段階で、随時、財源計画を検討し、必要により市債の発行額を見直しします。

目標 令和12年度決算の実質公債費比率6.0%以内を目指します。

実質公債費比率は、地方自治体の一般財源の標準的な規模（以下「標準財政規模」という。）に対する借入返済額等の割合を示す指標ですが、過去3ヶ年の平均が18%以上の団体は、比率に応じて健全化のための計画を策定し、実行しなければならないとされています。

これまで本市は、実質公債費比率が基準を超えるような事態には陥っていませんが、今後もこの指標を注視しながら健全財政を堅持するための

取組みを進めていく必要があります。

このため、市債発行額の抑制とともに、交付税算入等の措置がある有利な市債の活用や借入利率の低減などを図りながら、令和12年度決算の実質公債費比率6.0%以内を目標とします。

<p>目標 令和12年度末における臨時財政対策債を除く市債現在高 165 億円以内を目指します。</p>
--

令和6年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高は、約135億円となっています。

第9次総合計画において、学校整備等の大型公共事業が集中することが見込まれることから、工事の進捗に応じて、市債残高も増加するものと見込んでいます。

単年度の償還額が多額となった場合には、他事業へ影響することから、市債の償還計画を考慮し、市債の発行抑制と併せて、残高の目標値を設定します。

なお、建設債の発行抑制と同様に、大型の公共事業の整備計画が整理された段階で、市債の発行額と併せて見直しします。

今後は、建設事業債の発行額を注視し、将来の公債費負担が過度な負担とならないように取組みを継続します。

2. 銀行等縁故債入札制度の継続

<p>目標 借入利率入札制度を継続し、償還利子の節減に努めます。 10年以上の借り入れについては、利率見直し方式の導入を検証し、後年度に利率見直しを実施していきます。</p>

縁故債は、銀行等を対象として発行する市債ですが、その借り入れについては、これまでも入札による借入利率の決定を行い、償還利子の節減に努めてきました。

今後も、入札制度を継続するとともに、財政融資資金等の公的資金との利率を比較しながら有利な借入先を選定し、公債費の低減を図ります。

また、繰上償還の対象となるものについては積極的に対応し、低利な市債に借り換えを行います。

IV. 基金の確保について

1. 財政調整基金の確保

目標 財政調整基金の令和12年度末現在高を24億円以上とします。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、経済不況等による大幅な税収の減少や、災害の発生等による思わぬ支出の増加に備えるとともに、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために一定額を確保する必要があります。

令和6年度末の基金現在高は、国県支出金の概算交付の清算に向けた積立を実施したこと等から、41億3,726万円となりました。令和7年度当初予算以降、およそ4億円の取崩しを予算化したことから、令和7年度末の残高が、およそ37億円になる見込みです。今後も、一般財源の不足分を、安易に基金取崩しに依存することなく、令和12年度末の財政調整基金現在高を、令和7年度の標準財政規模（245億8,989万円）の10%以上となる24億円以上とします。

2. 特定目的基金の確保

目標 公共施設整備基金及び学校教育施設整備基金の令和12年度末現在高の合計を50億円以上とします。

特定目的基金は、特定の行政目的を計画的に推進するために資金の積立を行うものです。

本市では、各公共施設の老朽化等により修繕、整備等が見込まれているほか、新たな財政需要として学校再編、次期産業団地、ごみ処理施設等の大型公共事業が予定されています。

特に、長寿命化等の事業には財源が伴わない事業が多く、これまで以上に選択と集中が迫られてきます。

また、第9次総合計画期間で基本構想に着手し、工事が令和13年度以降となる事業もあることから、長期的な視点で基金を確保することが重要です。

こうしたことから、施設の在り方も含め、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な整備を進めていく必要がありますが、その財源として、市債の発行抑制を図りつつ、並行して、公共施設整備基金や学校教育施設整備基金を確保し有効に活用します。

長期的な視点から、令和12年度末において50億円以上の基金残高の確保しつつ、また、併せて、減債基金の積立を検討し、償還額の増加による影響の軽減を図っていきます。

V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

財政健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことです。

これらの比率に応じて、地方自治体は、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定するとともに、当該計画の実施を促進するための対策を講じることとされています。

1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させません。

実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた収支額（実質赤字額）の割合であるため、赤字額が発生しなければ、実質赤字比率は成立しません。

本市では、これまで赤字額は発生していませんが、引き続き赤字額を発生させない財政運営を行います。

2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させません。

連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する普通会計及び公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計の総称をいう。）の赤字額合計の割合です。

実質赤字比率と同様に、公営事業会計においても赤字額を発生させない財政運営を行います。

3. 実質公債費比率の抑制

目標 令和12年度決算の実質公債費比率6%以内を目指します。
(再掲)

国が定める早期健全化判断基準は25%ですが、「Ⅲ. 市債の健全化について 1. 市債借入の抑制等」に掲げたとおり、令和12年度決算の実質公債費比率6%以内を目指します。

4. 将来負担比率の抑制

目標 令和12年度決算の将来負担比率15%以内を目指します。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合で、その負債の中には、一般会計等が負担すると見込まれる公営事業会計、一部事務組合、地方公社や第3セクター等の負債も含まれます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの指標は、当該年度の前年度に、実際に生じた収支（資金）不足や公債費等の負担の状況を示すいわゆるフロー指標であり、地方自治体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものです。

将来負担比率は、負担を先送りすることなどによって、将来的に財政悪化を招くことがないように、実質的な負債を捉えたいわゆるストック指標として規定されたもので、早期健全化基準は350%に設定されています。

本市では、平成28年度から、将来負担の発生していない決算状況がありますが、小中学校長寿命化事業や次期産業団地の整備等による市債発行、基金取り崩しに加え、第9次総合計画に位置付けられた大型公共事業が見込まれていることから、将来負担額は増加することが想定されています。仮に、こうした財政需要が発生した場合であっても、市債発行の抑制や基金現在高の確保などにより、令和12年度決算の将来負担比率15%以内を目指します。

おわりに

地方自治体が、各種の行政サービスを提供する使命を予算によって実現する趣旨から、財政状況を市民に理解していただくため、当初予算の市税収入や目的別支出の市民一人当たりの金額をはじめ、上半期・下半期の収支状況や統一的な基準による財務書類等を、広報紙やホームページで公表しています。

健全な財政運営は、継続した一つ一つの取り組みの積み重ねによって成り立つことから、不断の計画として推進し、本計画に掲げた各種の取り組みを確実に遂行することで、計画期間における中期財政計画（24ページ参照）が維持できるものと考えます。

今後も、本計画の進捗状況のほか、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）など、本市の財政状況をできるだけ分かりやすくお知らせすることで、説明責任を適切に果たしてまいります。

中期財政計画(令和8～12年度)

本計画は「第7期財政健全化推進計画」に基づき行動した場合の普通会計(一般会計)の財政計画として作成した。
 なお、行財政制度は現行制度(令和7年度現在)に変化がないものとして推計した。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	令和6年度(決算)	令和7年度(当初)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市 税	14,844	15,199	15,664	15,762	15,940	16,134	16,250
地 方 交 付 税	6,876	6,200	6,400	6,500	6,400	6,200	6,000
分 担 金 及 び 負 担 金	182	160	169	169	169	169	169
使 用 料 及 び 手 数 料	843	845	855	855	855	855	855
国 県 支 出 金	11,440	10,878	11,850	11,683	12,005	12,901	13,312
市 債	1,264	1,701	2,576	2,900	2,900	2,800	2,300
そ の 他	9,880	8,377	8,896	8,136	8,411	8,697	8,982
合 計	45,329	43,360	46,410	46,005	46,680	47,756	47,868

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	令和6年度(決算)	令和7年度(当初)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
義 務 的 経 費	24,219	23,508	24,399	24,964	25,651	26,348	26,844
人 件 費	8,822	9,161	9,634	9,648	9,750	9,845	9,979
扶 助 費	11,897	10,878	11,383	11,895	12,307	12,747	13,218
公 債 費	3,500	3,469	3,382	3,421	3,594	3,756	3,647
投 資 的 経 費	3,849	4,113	5,269	4,303	4,120	4,128	3,566
そ の 他	16,057	15,739	16,742	16,738	16,909	17,280	17,458
合 計	44,125	43,360	46,410	46,005	46,680	47,756	47,868

※投資的経費については、歳入見込額から義務的経費等の歳出見込額を差し引き、投資可能額として計上

【基金の状況(期末現在高見込)】

(単位:百万円)

区 分	令和6年度(決算)	令和7年度(見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財 政 調 整 基 金	4,137	3,732	2,841	2,741	2,641	2,541	2,400
公 共 施 設 整 備 基 金	3,430	3,040	2,505	3,130	3,755	4,400	5,000
学 校 教 育 施 設 整 備 基 金							

※学校教育施設整備基金(R8.4.1から設置)

【財政指標等】

区分	令和6年度(決算)	令和12年度目標
実質赤字比率	-	-
連結実質赤字比率	-	-
実質公債費比率	3.0%	6.0%
将来負担比率	-	15.0%
市債現在高	256億円	221億円
うち臨財債を除く	135億円	165億円

資料編

【第6期財政健全化推進計画進捗状況データ集】

※令和6年度決算までの進捗状況をまとめたものです。

第6期財政健全化推進計画 進捗状況データ集

I. 歳出の抑制について

1. 義務的経費の抑制

①人件費の抑制

目標 令和8年4月1日現在 職員数875人
(令和3年4月1日現在職員数875人より現状維持)

〈職員数・人件費の推移〉

	R03	R04	R05	R06	R07	R08
目標(人)	875	879	880	882	879	875
実績(人)	873	863	862	875		
人件費総額(普通会計:千円)	8,032,513	8,373,481	7,837,515	8,822,037		

※職員数は毎年度4月1日現在

※目標値は、「定員適正化計画」に基づく。

②扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。

〈扶助費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08
扶助費 合計	11,700,106	10,316,705	10,765,984	11,897,278		
扶助費のうち単独分	1,711,012	1,773,634	2,290,134	2,892,746		
単独分のうち医療費分	493,053	510,364	651,200	655,764		

③公債費の抑制(Ⅲ. 市債の健全化において別掲)

2. 物件費の抑制

目標 委託料を除く経常物件費については令和元年度決算額を上限として抑制を図ります。

〈委託料を除く物件費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	R01	R04	R05	R06	R07	R08
委託料を除く物件費(経常)	1,959,523	2,024,475	2,015,758	2,022,290		
委託料を除く物件費(臨時)	556,432	328,492	298,053	321,577		
計	2,515,955	2,352,967	2,313,811	2,343,867		

〈委託料を除く物件費の内訳(普通会計)〉

(千円)

	R01	R04	R05	R06	R07	R08
賃金	325,597	-	-	-		
旅費	49,977	33,323	34,510	34,416		
交際費	2,028	1,302	1,658	1,828		
需用費	1,300,011	1,430,639	1,399,243	1,472,949		
役務費	183,116	279,168	263,072	243,420		
備品購入費	47,438	92,114	100,853	77,392		
その他	607,788	516,421	514,475	513,862		
計	2,515,955	2,352,967	2,313,811	2,343,867		
参考:委託料	3,085,677	4,126,748	3,753,333	3,839,557		

3. 補助金の整理合理化

目標 令和6年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。

〈補助費の決算額(普通会計)〉

(千円)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08
補助費(経常)	1,677,512	1,715,196	1,681,728	1,944,803		
補助費(臨時)	1,532,094	1,756,614	1,652,359	1,107,452		
計	3,209,606	3,471,810	3,334,087	3,052,255		

4. 公共施設等関連経費の抑制

「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理及び更新等にかかる経費を5年間平均で5億8千万円に抑制します。特に更新等にかかる投資的経費については、18億7千万円に抑制します。

(千円)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08
維持管理	4,355,504	4,278,182	4,439,477	4,888,556		
更新	2,395,039	2,663,925	3,999,242	898,252		
合計	6,750,543	6,942,107	8,438,719	5,786,808		

5. 外郭団体の効率的な運営促進

令和8年度までに、市の外郭団体における「経営改善計画」の策定を促進します。

○第7期財政健全化推進計画の中で、引き続き市の出資法人の外郭団体における「経営戦略」の策定を促進します。

6. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

(千円)

会計名	繰出金	R03	R04	R05	R06	R07	R08
国民健康保険	総額	694,991	702,877	657,516	679,970		
	内財源補填的なもの	219,918	231,766	198,248	235,299		
公共下水道事業費	総額	1,096,574	1,132,312	1,169,660	944,221		
	内基準外等	718,141	666,329	695,457	387,518		
公設地方卸売市場事業費	総額	6,418	7,231	5,218	6,538		
	内基準外等	6,418	7,231	5,218	6,538		
介護保険	総額	1,226,749	1,220,848	1,194,225	1,258,905		
	内財源補填的なもの	0	0	0	0		
後期高齢者医療	総額	1,157,838	1,192,967	1,301,967	1,441,301		
	内財源補填的なもの	0	0	0	0		
水道事業	総額	82,902	98,905	113,747	82,428		
	内基準外等	0	17,500	0	14,795		
合計	総額	4,265,472	4,355,140	4,442,333	4,413,363	0	0
	内基準外等	944,477	922,826	898,923	644,150	0	0

目標 公営企業会計において、令和8年度までに中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を見直しします。

会計名	策定状況
水道事業会計	H29策定済み(R03見直し)
公共下水道事業費	H30策定済み(R03見直し)
公設地方卸売市場事業費	R02策定済み
農業集落排水事業費	H29策定済み(R03見直し)

7. 既存事業の見直し

目標 財政課による既存事業の見直し提案を実施し、予算編成に反映させます。

事務事業評価等を基に「財政課提案」を実施。

(件)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08見込
	(R04予算編成)	(R05予算編成)	(R06予算編成)	(R07予算編成)	(R08予算編成)	(R09予算編成)
提案件数	33	49	53	49		
予算反映件数	4	5	6	6		

Ⅱ. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 令和8年度末の市税徴収率97.2%を確保します。

〈市税徴収率の推移〉 (％)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
市税徴収率	95.9	96.3	96.8	97.3		

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

〈諮問の状況〉 (件)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
諮問件数	4	2	4	2		

目標 令和5年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

〈使用料・手数料の見直し状況〉

『使用料手数料改定基準』に基づき、令和5年度に使用料440件、手数料69件、計509件について原価計算に基づく見直しを実施した。

【R5算定結果】 (件)

区分	使用料	手数料	計
増額	248	47	295
据置	71	15	86
減額	121	7	128
計	440	69	509

※令和6年度からの料金改定は、燃料・物価が高騰している経済情勢に配慮し、一部料金の改定とした。

ただし、全件見直しとは別に、個別の事情を反映するため、料金の見直しを実施している。

3. 未利用地の積極的売却

目標 未利用地を積極的に売却します。

〈未利用地(法定外公共物を含む)の売却状況〉

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
筆数(筆)	28	49	32	37		
面積(m ²)	4,598	8,362	4,371	5,102		
売却額(千円)	22,239	33,229	29,116	19,653		

4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理します。

〈収入未済額の推移〉

(千円)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
一般会計(税外)	119,821	110,624	105,391	98,267		
国民健康保険(税外)	2,676	1,114	1,474	2,616		
公共下水道	/	/	/	/	/	/
公設地方卸売市場	-	-	-	-		
農業集落排水	/	/	/	/	/	/
介護保険	27,782	28,499	23,307	16,834		
後期高齢者医療	8,940	9,968	9,881	8,012		
粕尾財産区	-	-	-	-		
清洲財産区	-	-	-	-		
計	159,219	150,205	140,053	125,729		
市税	541,118	503,914	449,168	370,541		
国保税	525,308	488,356	414,974	325,840		
合計	1,225,645	1,142,475	1,004,195	822,110		

5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の趣旨普及を図るとともに、「企業版ふるさと納税」の取組を推進します。

〈ふるさと納税受入実績〉

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
受入件数(件)	2,412	4,647	7,645	8,448		
寄附金額(千円)	379,708	470,387	642,761	378,713		

※能登半島地震に対する寄附分を除く(R5)

※大船渡等被災地支援寄附分を除く(R6)

〈企業版ふるさと納税受入実績〉

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
受入件数(件)	1	3	4	12		
寄附金額(千円)	1,010	11,000	2,600	8,100		

6. 新たな財源の確保

目標 クラウドファンディングによる財源確保の取組みを推進します。

〈クラウドファンディングの実績〉

(件)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
件数(件)	0	0	0	0		
金額(千円)	0	0	0	0		

〈ふるさと納税型クラウドファンディングの実績〉

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
件数(件)	0	0	1	3		
金額(千円)	0	0	2,551	1,633		

Ⅲ. 市債の健全化について

1. 市債借入の抑制等

①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とします。

〈建設事業債発行額の推移〉

(千円)

	R04	R05	R06	R07	R08	合計
建設事業債	3,076,300	2,002,600	1,135,600			6,214,500
災害復旧債発行額	37,600		28,800			66,400
小計	3,113,900	2,002,600	1,164,400			6,280,900
災害措置資金						0
減収補填債						0
臨時財政対策債	488,000	206,000	100,000			794,000
合計	3,601,900	2,208,600	1,264,400	0	0	7,074,900

②臨時財政対策債の抑制

目標 臨時財政対策債は、発行抑制を図ることを基本としつつ、一般財源の不足を補うため、効果的な活用を目指します。

〈臨時財政対策債の発行状況の推移〉

(千円)

区分	R04	R05	R06	R07	R08	合計
普通交付税額(A)	5,941,737	5,881,232	6,198,608			18,021,577
発行可能額(B)	488,879	206,701	101,709			797,289
発行額	488,000	206,000	100,000			794,000
発行額の割合	99.8%	99.7%	98.3%			99.6%

目標 令和8年度決算における実質公債費比率5%以内を目指します。

〈実質公債費比率の推移〉

区分	R04	R05	R06	R07	R08
実質公債費比率	1.8%	2.3%	3.0%		

目標 令和8年度末の臨時財政対策債を除く市債現在高150億円以内を目指します。

〈市債現在高の推移〉

(千円)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
市債残高	28,504,356	28,856,875	27,784,761	25,609,697		
うち臨財債残高	14,875,350	14,178,110	13,173,667	12,094,451		
臨財債除く	13,629,006	14,678,765	14,611,094	13,515,246	0	0

2. 銀行等縁故債の入札制度の継続

目標 借入利率入札制度を継続し、償還利子の節減に努めます。

〈銀行等縁故債借入実績〉

区分	R03繰越分		R04現年分	R04繰越分		R05現年分	R05繰越分		R06現年分	
利率	0.248	0.268	0.270	0.297	0.313	0.548	0.910	0.601	0.701	
件数(件)	1	4	7	3	5	7	3	1	8	
金額(千円)	646,900	189,200	337,700	533,700	447,600	179,700	351,600	9,100	388,500	
借入日	R5.3.24	R5.3.24	R5.5.25	R6.3.25	R6.3.25	R6.5.24	R7.3.24	R7.5.29	R7.5.29	

IV. 基金の確保について

1. 財政調整基金の確保

目標 財政調整基金の令和8年度末残高を33億円以上とします。

〈財政調整基金現在高の推移〉 (千円)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
財政調整基金現在高	3,641,961	3,617,068	4,322,856	4,137,258		

2. 特定目的基金の確保

目標 公共施設整備基金の令和8年度末残高を20億円以上とします。

〈公共施設整備基金現在高の推移〉 (千円)

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
公共施設整備基金現在高	2,536,274	3,299,712	3,304,078	3,429,865		

V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させません。

2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させません。

普通会計(一般会計)、公営事業会計(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)、公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計、公設地方卸売市場事業費特別会計)ともに赤字額が発生しておらず、計画期間内において各比率は発生していない。

3. 実質公債費比率の抑制

目標 令和8年度決算の実質公債費比率5%以内を目指します。(再掲)

⇒「Ⅲ. 市債の健全化について」に記載のとおり。

4. 将来負担比率の抑制

目標 令和8年度決算の将来負担比率10%以内を目指します。

〈健全化判断比率の推移〉

区分	R03	R04	R05	R06	R07	R08
実質赤字比率	-	-	-	-		
連結実質赤字比率	-	-	-	-		
実質公債費比率	1.9%	1.8%	2.3%	3.0%		
将来負担比率	-	-	-	-		

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が生じていない場合、将来負担比率は将来負担すべき実質的な負債額が生じていない場合、「-」で表しています。